

## 令和元年度 第2回 猿払村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年6月27日 13時30分から14時30分
- 2 開催場所 猿払村役場2階 洋室
- 3 出席委員 (7人)

会長	10番	円丁委員
委員	2番	羽鳥委員
	3番	早坂委員
	5番	大武委員
	7番	木村委員
	8番	森委員
	9番	宮尾委員
- 4 欠席委員 (2人)

	1番	水野委員
	4番	港委員
- 5 議事日程
  - 第1 会期決定
  - 第2 会議録署名委員の指名について
  - 第3 事務報告
  - 第4 議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について
  - 第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
  - 第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第7 議案第4号 村に対して農地中間管理機構による農用地の買入協議が必要である旨の要請について
  - 第8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
  - 第9 その他
- 6 農業委員会事務局職員

事務局次長	末永次長
農地係長	林係長
農地係	田村主事補



林 係 長 日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地適格法人の報告について。下記の通り農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので御審議願います。令和元年6月27日提出、猿払村農業委員会会長円丁辰夫。今回提出がありましたのが、狩別の〇〇〇〇さんです。決算期が3月31日になっていますので、そこから3ヶ月以内に報告という義務がありますので今回届出を頂いております。また、冊子が2冊ございますので、順に回覧を回して頂きたいと思います。

(一同回覧中)

円 丁 会 長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同 (異議なしの声)

円 丁 会 長 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第5、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

林 係 長 日程第5、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。下記のとおり、賃貸借の合意解約通知の提出がありましたので、御審議願います。令和元年6月27日提出、猿払村農業委員会会長円丁辰夫。所在地浜鬼志別431番186。地目は公簿牧場、現況畑。面積は100,905㎡のうち9,194㎡となっており、譲渡人は江別市の〇〇〇〇〇〇さん。譲受人は鬼志別の〇〇〇〇〇〇さんとなっております。附属資料の議案第2号をご覧ください。今回対象となっている浜鬼志別の431の186は黄色に色塗りしてございます。そのうち下の、青い部分は〇〇〇〇〇〇さんが使っている畑になっていまして、黄色と青が重複している部分について今回解約をする農地となっております。背景としましては、431の186の黄色に塗った所の右側のほ場になってまして、こちらの方は芦野の〇〇〇〇〇〇さんが借りている土地になっており〇〇〇〇〇〇さんが〇〇〇〇〇〇さんから借りている土地は今後売買する予定になってございます。ただ、今回の431の186の右側は〇〇〇〇〇〇さん、下側は〇〇〇〇〇〇さんが1筆をそれぞれ賃貸している事でしたので、一度〇〇〇〇〇〇さんの部分を解約し、〇〇〇〇〇〇さんが1筆を買うようになってございますので、一旦解約して〇〇〇〇〇〇さんが全筆を買い取った後に、恐らく〇〇〇〇〇〇さんが使い続けるようであれば今後〇〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんの間で賃貸借なりが結ばれるのではないかと思います。内容については以上です。





〇〇〇〇さんが新規就農されるという事が決まっておりますので、その公社が買入れたこれら一覽の農地については〇〇〇〇さんの方に5年間貸付けされます。5年後に全て同様の金額で買取りとなります。内容については以上です。

円 丁 会 長      ただいまの件について質疑を賜ります。

森   委   員      これは前から同じ手続きをされてたの？

林   係   長      恐らくそうですね。平成28年度に僕が来た時も全く同じ案件で総会をかけてまして。

森   委   員      公社が事業で一旦保有するのは今まで通り同じで良いんだけど、その前の段として、中間管理機構に一旦買入れ協議をやるっていうの以前はなかったよね？

林   係   長      僕がはっきりと覚えているのが、狩別の〇〇〇〇さんの時も買入れ協議を行ってましたね。

森   委   員      わかりました。あとこの、中間管理機構の買入れは必要なステップとしてやって行かなければならないの？あるいはこれをやる事によって何かしらのメリットがあるのか？

林   係   長      メリットと言いますと、通常利用集積計画で農地売買した時は譲渡所得が発生すると思うんですけど、800万円の特別控除が受けれるんです。ただ、農地中間管理機構による買入れ協議が実施されると1500万円。800万円が、1500万円になるんですよ。買入れ協議がどういったときに認められるかという、あっせんの申し出があった時から3週間以内に公社に買入れ協議を村から要請すると、1500万円が控除されるメリットを受けれるわけです。必ずあっせんが整わなかった、そして村に対して要請を行うのは農業委員会総会の中で揉まなければならない事項だったので、手続きではこれが始まりとされています。

森   委   員      控除の部分があるからね。この協議をやらないと控除を受けれないわけだ。わかりました。ありがとうございます。

円 丁 会 長      質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一            同      (異議なしの声)

円 丁 会 長      異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第4号、村に対して農地中間管

理機構による農用地の買入協議が必要である旨の要請についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第8、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。内容について事務局より説明します。

林 係 長 日程第8、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出がありましたので、御審議願います。令和元年6月27日提出。猿払村農業委員会会長円丁辰夫。所在地番につきましては芦野131の135。地目公簿畑、面積は454㎡。利用者は〇〇〇〇さんとなっております。附属資料の議案第5号をめくって頂きますと、転用に係る条件について事務局側の方で審査した審査表をつけさせて頂いております。今回の申請の内容は資料の最後のページに航空写真を付けた図面がございますが、今の〇〇〇〇さんの住宅の隣に赤い線で引いた所が住宅用地として分筆がされた土地なんですけど、そちらに対して新たに住宅を建設するという内容になってございます。内容については以上です。

円 丁 会 長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同 (異議なしの声)

円 丁 会 長 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第9、その他。その他として、事務局から何かありますか。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

無ければ、これで第2回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦勞様でした。

議 長 円 丁 辰 夫

会議録署名委員

羽鳥元治

会議録署名委員

早坂裕